

社会福祉法人常光会 行動計画  
(次世代法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標：男性の育児休業を取得しやすい体制を整備する。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 全職員に男性の育児休業制度の概要を周知し、職場全体での理解を深めるとともに、職員の増員を図り育児休業を支える体制を整える。
  
- 随時 国の制度が改善（休業期間の所得10割補償）されたら全職員に周知する。